



福井労働局発表
平成28年3月1日

〔照会先〕

福井労働局労働基準部
監督課長 中村 隆
監察監督官 井関 武彦
専門監督官 縣 恒秀
連絡先 0776-22-2652

「過重労働解消キャンペーン」の重点監督実施結果 ～新潟・北陸の4局合計では半数近くの事業場で違法な時間外労働～

昨年11月の「過重労働解消キャンペーン」期間^(※1)中に、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や若者の「使い捨て」が疑われる事業場等、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して全国で重点監督を実施しましたが、今般、新潟、富山、石川及び福井の各労働局管内で実施した結果を取りまとめました。

(※2)

(※1)「過重労働解消キャンペーン」は、平成26年11月1日に施行された「過労死等防止対策推進法」において11月を「過労死等防止啓発月間」と定められたことを受け、厚生労働省において実施しているものです。

(※2) 全国の取りまとめ状況は厚生労働省発表資料をご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000113029.html>

第1 過重労働重点監督の結果

- | | |
|--|-----------------|
| 1. 重点監督の実施事業場 | 319 事業場 |
| 2. 労働基準関係法令違反があったもの | 253 事業場 (79.3%) |
| 主な違反内容 | |
| (1) 違法な時間外労働があったもの | 143 事業場 (44.8%) |
| うち、1か月の時間外・休日労働時間の実績が最長の労働者の時間数が月100時間を超えるもの | |
| うち、月150時間を超えるもの | 62 事業場 |
| うち、月200時間を超えるもの | 15 事業場 |
| (2) 賃金不払残業があったもの | 2 事業場 |
| (3) 健康障害防止等に係る指導状況 | 42 事業場 (13.2%) |
| (1) 過重労働による健康障害防止措置が不十分なもの | 51 事業場 (16.0%) |
| (2) 労働時間の把握方法が不適正なもの | |
| | 177 事業場 (55.5%) |
| | 66 事業場 (20.7%) |

第2 今後の対応

上記の結果、違反等が認められた事業場に対しては、是正・改善に向けた指導を行いました。是正がなされていない事業場については、引き続き、是正の確認を行います。それでもなお、是正しない事業場については、送検も視野に入れて対応することとしています。

※詳細及び当局の状況は添付（別紙）のとおりです。

1 法違反の状況（是正勧告書を交付したもの）

平成 27 年度過重労働解消キャンペーン（平成 27 年 11 月）の期間中に、新潟、富山、石川、福井の 4 労働局管内において合計 319 事業場に対し重点監督を実施し、そのうち 253 事業場（全体の 79.3%）で労働基準関係法令違反が認められた。

主な法違反としては、違法な時間外労働があったものが 143 事業場、賃金不払残業があったものが 42 事業場、過重労働による健康障害防止措置が未実施のものが 51 事業場であった。

	監督実施 事業場数	違反件数 (違反率)	違反状況（違反率）		
			労働時間	賃金不払残業	健康障害防止
4 局合計	319	253 (79.3%)	143 (44.8%)	42 (13.2%)	51 (16.0%)
福井局	91	67 (73.6%)	30 (33.0%)	7 (7.7%)	13 (14.3%)

事業場の規模別の重点監督実施件数

事業場の規模別の重点監督実施件数						
合計	1～9 人	10～29 人	30～49 人	50～99 人	100～299 人	300 人以上
4 局合計	61 (19.1%)	108 (33.9%)	64 (20.1%)	44 (13.8%)	30 (9.4%)	12 (3.8%)
福井局	23 (25.3%)	37 (40.7%)	12 (13.2%)	12 (13.2%)	5 (5.5%)	2 (2.2%)

企業規模別で見た場合の重点監督実施件数

企業規模別で見た場合の重点監督実施件数						
合計	1～9 人	10～29 人	30～49 人	50～99 人	100～299 人	300 人以上
4 局合計	27 (8.5%)	54 (16.9%)	38 (11.9%)	49 (15.4%)	75 (23.5%)	76 (23.8%)
福井局	10 (11.0%)	22 (24.2%)	9 (9.9%)	12 (13.2%)	20 (22.0%)	18 (19.8%)

2 健康障害防止に係る指導状況（指導票を交付したもの）

(1) 過重労働による健康障害防止のための指導状況

重点監督実施事業場のうち 177 事業場に対して、長時間労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を実施することなどの過重労働による健康障害防止措置を講じるよう指導した。

重点監督における過重労働による健康障害防止のための指導状況

指導 事業場数	指導事項（注 1）				
	面接指導等の 実施（注 2）	衛生委員会等 における調査審議 の実施（注 3）	月 45 時間以内へ の削減（注 4）	月 80 時間以内へ の削減（注 5）	面接指導等が実施 できる仕組みの 整備等（注 6）
4 局合計	21	42	59	121	24
福井局	3	8	14	27	5

（注 1）指導事項は、重複があり得る。

- (注2) 2ないし6月で平均80時間を超える時間外労働を行っている労働者又は1月100時間を超える時間外労働を行っている労働者について、面接指導等の必要な措置を実施するよう努めることなどを指導した事業場数を計上している。
- (注3) 「長時間にわたる労働による労働者の健康障害の防止を図るための対策の樹立に関すること」について、①常時50人以上の労働者を使用する事業場の場合には衛生委員会で調査審議を行うこと、②常時50人未満の労働者を使用する事業場の場合には、労働安全衛生規則第23条の2に基づく関係労働者の意見を聴くための機会等を利用して、関係労働者の意見を聴取することを指導した事業場数を計上している。
- (注4) 時間外・休日労働時間を1か月当たり45時間以内とするよう削減に努め、そのための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策の着実な実施に努めるよう指導した事業場数を計上している。
- (注5) 時間外・休日労働時間を1か月当たり80時間以内とするための具体的方策を検討し、その結果、講ずることとした方策を具体的な期限までに実施すること等を指導した事業場数を計上している。
- (注6) 医師による面接指導等を実施するに当たり、労働者による申出が適切になされるようにするための仕組み等を予め定めることなどを指導した事業場数を計上している。

(2) 労働時間適正把握に係る指導状況

重点監督実施事業場のうち66事業場に対して、労働時間の管理が不適正であるため、厚生労働省で定める「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」に適合するよう、労働時間を適正に把握することなどを指導した。

3 重点監督において把握した実態

○ 時間外・休日労働時間が最長の者の実績

違法な時間外労働があった143事業場において、時間外・休日労働が最長の者を確認したところ、62事業場で1か月100時間を、15事業場で1か月150時間を、2事業場で1か月200時間を超えていた。

違法な時間外労働があった事業場における時間外・休日労働時間が最長の者の実績

	1月当たり 45時間超 80時間以下	1月当たり 80時間超 100時間以下	1月当たり 100時間超 150時間以下	1月当たり 150時間超 200時間以下	1月当たり 200時間超
4局合計	21	22	47	13	2
福井局	3	4	8	4	0

事例 1 （製造業）

時間外労働・休日労働に関する協定の届出なく長時間にわたる時間外労働を行わせ、かつ、過重労働による健康障害防止措置が講じられていなかった事例

【概要】

時間外労働・休日労働協定（以下「36 協定」という。）を締結し、事前に所轄の労働基準監督署に届出ることなく、数名の労働者に対して、月 100 時間を超える時間外労働を行わせていた。この時間外労働は長い者で月 170 時間以上に及んでいた（※1）。

また、時間外労働に対して、毎月一定時間数分の固定残業代が支払われていたが、実際には、当該時間数を超える時間外労働の実態が認められ、深夜割増賃金の未払も認められた（※2）。

さらに、健康診断の未実施が認められたほか、長時間労働者への医師による面接指導制度（※3）にも取組んでいなかった。

【監督署の対応】

36 協定が未届のまま時間外労働を行わせたこと、時間外労働に対する割増賃金の支払不足及び深夜割増賃金の未払、健康診断の未実施について是正を勧告するとともに、長時間労働の削減及び長時間労働者への医師の面接指導制度について指導した。

- ※1 労働基準法第 36 条は、時間外または休日に労働させる場合には、労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、そのような労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による労使協定を締結し、事前に所轄の労働基準監督署に届け出なければならないと規定しています。届け出がなく法定労働時間（原則 1 週 40 時間、1 日 8 時間、一部業種等により例外あり。）を超えて労働させた場合は労働基準法 32 条違反となります。
- ※2 労働基準法第 37 条は割増賃金を規定し、時間外、深夜（原則として午後 10 時～午前 5 時）に労働させた場合には 2 割 5 分以上、法定休日に労働させた場合には 3 割 5 分以上の割増賃金を支払わなければなりません（労働基準法第 37 条）。
また、時間外労働が 1 か月について 60 時間を超えた場合には、その超えた時間について 5 割以上の割増賃金を支払わなければなりません。また、この場合には、事業場で労使協定を締結すれば、2 割 5 分以上から 5 割以上に引き上げられた部分の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇（代替休暇）を付与することができます（ただし、中小企業については当分の間適用が猶予されます）。
- ※3 脳血管疾患及び虚血性心疾患等（以下「脳・心臓疾患」という。）の発症が長時間労働との関連性が強いとする医学的知見を踏まえ、脳・心臓疾患の発症を予防するため、長時間にわたる労働（月 100 時間を超える時間外労働等）により疲労の蓄積した労働者に対し、事業者は医師による面接指導を行わなければならないこととされています。

また、この面接指導の対象とならない労働者についても、脳・心臓疾患発症の予防的観点から、面接指導または面接指導に準じた必要な措置を講ずるよう努めることとされています。

事例 2 (建設業)

時間外労働・休日労働に関する協定の協定時間を超えて時間外労働を行わせ、かつ、過重労働による健康障害防止措置が講じられていなかった事例

【概要】

数名の労働者に対して、36協定の協定時間を超え、最も長い者で月180時間の時間外労働を行なわせ、かつ、長時間労働者への医師による面接指導制度に取り組んでいなかった。

【監督署の対応】

36協定の協定時間を超える違法な時間外労働に対し、協定の範囲内とするよう是正を勧告し、併せて、長時間労働の削減及び長時間労働者への医師の面接指導制度について指導した。

労働基準監督官の主な仕事

臨検監督

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づいて、定期的にあるいは働く人からの申告・相談などを契機として、工場や事務所などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について調査を行います。

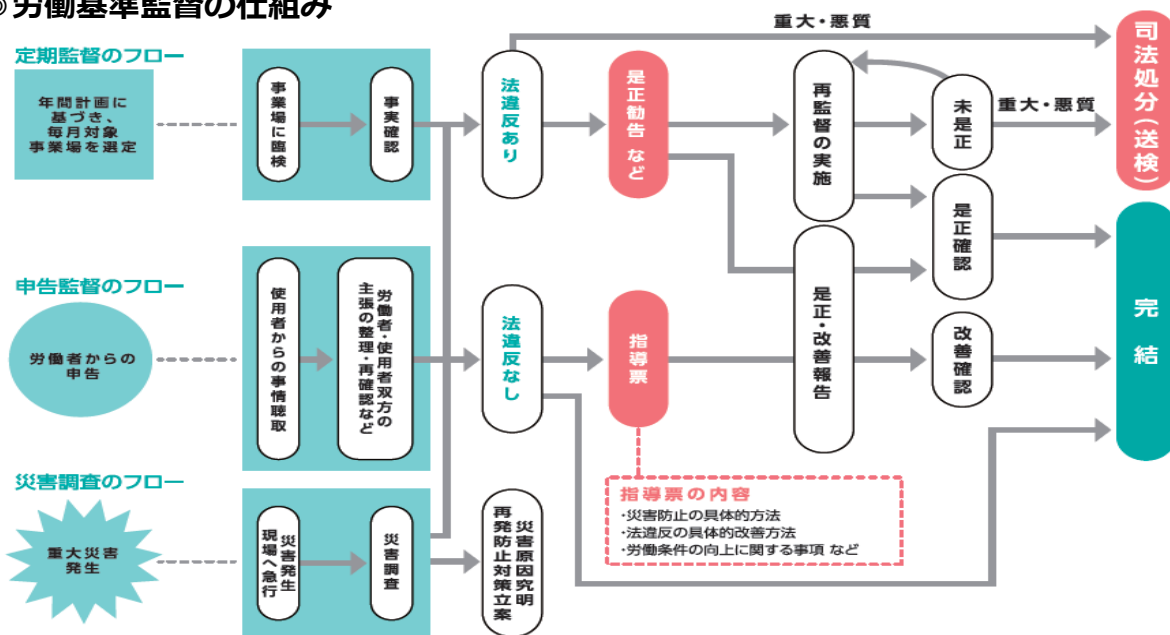
法律違反が認められた場合には事業主などに対し、その改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。

司法警察事務

労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられています。

事業主などがこれらの法律に違反し、度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など重大または悪質な事案について、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき、特別司法警察員として取調べなどの任意捜査や捜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

◎労働基準監督の仕組み



◎平成28年度労働基準監督官採用試験2016

【試験要綱】

インターネット 受付期間

平成28年 **4/1** (金) 9:00～ **4/13** (水) 受信有効

インターネット申込用受験案内アドレス【http://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/jyukennannnai/jyukennannnai_rouki.pdf】

インターネット申込専用アドレス【<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】

インターネット申込みができない環境にある場合は、都道府県労働局に電話連絡してください。郵送又は持参の受付期間は、4月1日(金)～4月4日(月)です。
(4月4日(月)までの通信日付印有効。受付期間が短いので注意してください。)

第1次試験

平成28年 **5/29** (日) 9:05 (受付開始) 9:35 (試験開始) - 18:05 (試験終了)
【第1次試験合格者発表日】平成28年6月28日(火) 9:00

第2次試験

平成28年 **7/13** (水) **14** (木) **15** (金) 第1次試験合格者通知書で指定する日時
【最終合格者発表日】平成28年8月22日(月) 9:00

【受験資格】

- 昭和61年4月2日～平成7年4月1日生まれの者
- 平成7年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
- ① 大学を卒業した者および平成29年3月までに大学を卒業する見込みの者
- ② 人学院が①に掲げる者と同等の資格があると認める者

【試験の程度】大学卒業程度

- 【採用予定人数】 ● 労働基準監督 A (法文系) 約160名
- 労働基準監督 B (理工系) 約40名